

優生保護法国家賠償請求訴訟について（東京地裁）

平成30（2018）年5月17日

第1 訴状の要旨

1 当事者

原告：東京都内在住の男性（75歳）

被告：国

2 請求根拠

国家賠償法1条1項に基づく損害賠償請求

3 優生保護法とは

優生上の見地から不良なる子孫の出生を防止することを目的とする法律。本人が、「遺伝性精神病」「遺伝性精神薄弱」等であることや非遺伝性の「精神病又は精神薄弱」であることを理由として、都道府県優生保護審査会の審査を経れば本人の同意がなくとも、男女を問わず、生殖を不能とする方法（精管や卵管を結さつ又は切断及び結さつ）による手術（優生手術）や人工妊娠中絶を受けさせることが認められていた。

昭和24（1949）年から平成8（1996）年までの間に、本人の同意なく審査により行われた優生手術は約1万6500件に上る。

平成8（1996）年に母体保護法に改正。「不良な子孫の出生防止」に関する条文、遺伝性疾患・精神病を理由とした不妊手術や中絶を認める条項が削除された。

4 本件被害状況

原告は、13歳頃、現在の児童自立支援施設にあたる教護院に入所させられ、14歳頃、宮城県内の病院で不妊手術を受けさせられた。

中学卒業と同時に施設を退所して仕事に就き働いていたところ、亡き妻と出会い、結婚して仲睦まじく生活していた。子どもが欲しいと強く望むようになったが、再手術が不可能だと知り、子どもを完全に諦めた。しかし、妻が亡くなる直前まで自分が子どもを持つことができない体であることを告白できず、罪悪感に耐えていた。

今年1月末の仙台地裁への提訴について報道で知り、自分が受けた手術であると思い、弁護士に連絡をするに至った。

本年1月30日に提訴された仙台の事案とは異なり、原告が不妊手術を受けたという公的な記録は残っていない。しかしながら、自身と同じ思いを抱え生きている被害者のためにも現状を変えたいという思いから、提訴することとした。

なお、原告の姉は、不妊手術後に、原告の祖母から原告が手術をして子供を持つことができない体になったと聞かされている。

5 国の責任

(1) 国の優生手術自体に関する責任（手術自体の責任）

イ 当時の厚生大臣は憲法に違反するにもかかわらず、本人の意思によらない優生手術を積極的に推進しており、憲法尊重擁護義務に基づく注意義務に著しく違反し、賠償責任を負う。

ロ 宮城県優生保護審査会は、優生保護法の要件を具備するかを審査し優生手術実施の是非を決定することを、国の機関委任義務として行っていたが、本件では、要件具備について慎重に検討することなく、また、決定の過程で、原告への通知や意見の申述の機会の提供を怠り、原告から不服申立ての機会を奪った。機関委任事務に関する損害賠償義務は委任者である国が賠償責任を負担する。

(2) 厚生労働大臣の政策遂行上の不作為の違法+国会の立法不作為の違法（行政不作為及び立法不作為による責任）

イ 優生保護法は、子どもを産むか産まないかの選択の自由（「リプロダクティブ・ライツ」憲法13条）を侵害し、かつ優生思想という著しく不合理な差別に基づき子どもを持つ機会を奪うものであって、平等原則（憲法14条1項）に違反することが明らかであり、国は平成8（1996）年に母体保護法に改正したにもかかわらず何ら被害回復措置を取っていない。

ロ 法改正後、国連の国際人権（自由権）規約委員会や女性差別撤廃委員会から、国に対し被害者に対する補償措置を求める勧告がなされても、国は補償措置をとっていない。

日弁連が優生手術及び人工妊娠中絶に関する実態調査と被害者に対する謝罪や補償等を求めているが、国は現在まで応じていない。

ハ ハンセン病患者の隔離政策に対し、平成13（2001）年6月に「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」が、平成20（2008）年に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が成立したにもかかわらず、同様に人権侵害が著しい優生手術の被害者に対する補償については検討されていない。

ニ 平成16（2004）年3月の参議院厚生労働委員会で、当時の坂

口力厚生労働大臣が、優生保護法下で不妊手術を受けた人がいることは紛れもない事実であることを認め、「そうした事実を今後どうしていくかということは、今後私たちも考えていきたい」旨答弁したが、その後被害者に対する実態調査や補償措置は行われていない。

ホ 厚生労働大臣及び国会は、坂口厚労大臣の答弁があった平成16（2004）年3月には、明らかな人権侵害・被害の重大性と被害回復の必要性を明確に認識していたにもかかわらず、調査・政策遂行及び立法に必要な合理的期間である3年を経過した平成19（2007）年3月を経過しても何ら政策遂行及び立法をしなかった。

かかる厚生労働大臣及び国会の作為・不作為は国家賠償法上の違法にあたり、故意・過失も認められる。

6 損害

原告は、優生手術により、①身体の損害、②憲法13条により幸福追求権として保障されているリプロダクティブ・ライツの侵害、③憲法14条による平等原則に違反して子どもを持つ機会の喪失といった著しい苦痛を被った。原告の精神的苦痛に対する慰謝料としては3000万をくだらない。

第2 仙台地裁への提訴後の全国の動き

- 1 超党派議員連盟の結成：3月6日
- 2 地方議会における意見書（宮城県・北海道・岐阜県・三重県等）
- 3 与党ワーキング・チームの結成：3月27日

第3 今後の活動予定

- 1 被害者向け全国一斉電話相談の実施：5月21日（月）
－東京では13時～16時
- 2 全国優生保護法被害弁護団結成：5月27日（日）13時～16時30分
- 3 全国の被害者・支援者との連携
- 4 地方議会、国会への働きかけ など

【お問い合わせ先】

港区西新橋1丁目12番8号 西新橋中ビル2階 五百蔵洋一法律事務所
電話 03-5501-2151
FAX 03-5501-2150
優生保護法被害東京弁護団 弁護士 関哉 直人